

納付が遅れた場合

納付が期限に遅れた場合、あるいは振替納税をご利用の方が残高不足等により振替ができなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかります。このような場合は、最寄りの金融機関又は住所地等の所轄の税務署の納税窓口で、本税と併せて延滞税を納付する必要があります。

※ 令和7年3月31日までに申告し、遅れて納付した場合の延滞税の割合は次のとおりです。

令和7年4月1日から令和7年5月31日まで	年「7.3%」と「延滞税特例基準割合(注)+1%」のいずれか低い割合
令和7年6月1日以降	年「14.6%」と「延滞税特例基準割合(注)+7.3%」のいずれか低い割合

(注) 延滞税特例基準割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

なお、滞納となったままにしておくと、財産差押え等の滞納処分を受ける場合があります。ご注意ください。

※ 修正申告及び期限後の申告による納付の場合には、延滞税の割合が異なる場合があります。所轄の税務署にお尋ねください。

※ 期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

確定申告をした税額等に誤りがあった場合

次の方法で申告内容を訂正してください。

	訂正方法
申告をした税額等が実際より少なかったとき	「修正申告書」を提出して正しい額に訂正する（※1）。
申告をした税額等が実際より多かったとき	「更正の請求書」を提出して正しい額への訂正を求める（※2）。

※1 誤っている申告額を自発的に訂正されない場合には、税務署長が正しい額に更正します。

※2 更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

● 申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をされなかった場合には、税務署長が課税標準や税額を決定します。税務署長が更正や決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、新たに**加算税**が賦課される場合がありますほか、**延滞税**を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

9 所得税の決算額調整

税込経理方式、税抜経理方式による調整方法を説明します。

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の納付税額又は還付税額を算定した後の、所得税の決算額の調整方法は、経理方式により異なります。

税込経理方式による経理処理の場合

消費税等の納付税額又は還付税額は、原則として、消費税等の申告書を提出した日の属する年の事業所得、不動産所得、山林所得などの所得（以下「事業所得等」といいます。）の金額の計算上、必要経費又は総収入金額に算入します。

なお、消費税等の納付税額又は還付税額を未払金又は未収入金に計上した場合には、その未払金又は未収入金に計上した年の事業所得等の金額の計算上、必要経費又は総収入金額に算入することとしてもよいことになっています。

税抜経理方式による経理処理の場合等

税抜経理方式によっている場合には、消費税等の納付税額と、課税期間の終了時における仮受消費税等から仮払消費税等を差し引いた金額との差額は、その課税期間を含む年の事業所得等の金額の計算上、総収入金額又は必要経費に算入します。

なお、2つ以上の所得を生ずべき業務を行う場合など、所得税の決算額の調整に関する詳細は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

税込経理方式、税抜経理方式とは

税込経理方式とは、消費税等の額と、その消費税等に係る取引の対価の額とを、区分しないで経理する方式で、課税売上げ、課税仕入れ等に係る消費税等の額をその売上金額、仕入金額に含めて処理する方法をいいます。

税抜経理方式とは、消費税等の額と、その消費税等に係る取引の対価の額とを、区分して経理する方式で、課税売上げ、課税仕入れ等に係る消費税等の額を仮受消費税等、仮払消費税等として科目を設け、その売上金額、仕入金額に含めないで処理する方法をいいます。